

令和 6 年度
静岡市教育委員会 点検・評価報告
(令和 5 年度の取組)

令和 6 年 10 月
静岡市教育委員会

1 概要

平成 18 年 12 月の教育基本法の一部改正及び平成 19 年 3 月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成 19 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）が一部改正され、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされた。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村等に設置されている。教育委員会制度は、政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保及び地域住民の意向の反映の 3 つの意義を有する制度であり、レイマンコントロール（行政の一部を一般市民に委ねること）の観点から、様々な属性を持った複数の委員による合議により、教育行政の方針が決定されている。

静岡市教育委員会の点検・評価は、地教行法第 26 条の規定に基づき、本市の教育行政の効率的推進を図り、住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 点検・評価の対象

（1）対象期間

令和 6 年度の点検・評価の対象は、前年度である令和 5 年度（2023 年度）分の取組実績とする。

（2）対象範囲

地教行法第 21 条で規定する教育委員会の職務権限に属する事務及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務とする。

4 点検・評価の方法

静岡市教育委員会では、令和 5 年 3 月に「第 3 期静岡市教育振興基本計画」を策定し、本市教育の全般についてのビジョンを示すとともに、教育振興のための具体的な施策を総合的、体系的に位置づけた。

この基本計画は、計画期間を令和 5 年度から令和 12 年度までの 8 か年とし、各施策を通じて P D C A サイクルを活用し、進捗状況の点検等を毎年行い、より効率的で効果的な教育の実現を図っていく。

なお、令和 5 年 2 月 1 日付けの文部科学省からの事務連絡「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）」に基づき、点検・評価の方法の見直しを行う。令和 6 年度の点検・評価は、「事務事業総点検表」の作成、「主要施策成果説明書」の市議会への提出及び公表をもって、点検及び評価を実施する手法に改める。

【参考】

令和5年2月1日付け文部科学省初等中等教育企画課

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）」

点検・評価の項目や報告書の様式、議会への報告方法等の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであり、事務負担の軽減の観点から、例えば部局横断的な行政評価の中で行うことや、主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、点検・評価を行うことができる場合には、点検・評価の義務を充足したとしても差し支えない。

5 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項に規定する教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検・評価（自己評価）の結果について、選任した学識経験者2人から個別に意見を聴いた。

学識経験者は、本市の教育行政に対する多角的な観点からの知見を期し、本市教育行政に携わっている方々の中から選任した。

常葉大学 副学長 ／ 常葉大学大学院 教授

安藤 雅之（あんど う まさゆき）氏

静岡大学教育学部 准教授

島田 桂吾（しまだ けいご）氏

また、第3期計画の前期アクションプランから選定した9事業を中心に、学識経験者と教育委員会との意見交換を行った。

※選定事業 NO.14 食育の推進

NO.22 静岡型小中一貫教育の推進

NO.26 特別支援教育の推進

NO.27 悩みを抱える児童生徒に対する支援の充実

NO.40 小中学校施設の整備

NO.46 静岡型教職員多忙解消プログラムの推進

NO.47 教職員の資質向上

NO.54 地域学校協働活動推進事業

NO.57 図書館サービスの推進

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

6 関係資料

資料 1 令和 5 年度主要施策成果説明書

資料 2 学識経験者の総評

資料 3 (参考)令和 5 年度事務事業総点検表